

# 除雪サービスに登録されているみなさまへ

高齢者のみで構成されている世帯や障がい等で除雪が困難な方を対象に行っている除雪サービス(無料)の内容は、次のとおりとなっております。

## 除雪を行う基準

○概ね10cm以上の積雪があったときに実施します。  
(町の除雪車が出動した場合)



## 除雪の実施

○町より委託を受けた事業者が登録者のお宅を巡回し、歩行通路確保のための除雪を行います。巡回時に既に通路が確保されている場合は除雪を行いません。

※夜間及び早朝の除雪対応は行っておりません。また、降雪の状況等により除雪を実施する時間が前後する場合があります。

※除雪が入らなかった場合はご連絡ください。

## 登録を抹消させていただく場合

○次のような場合は、除雪サービスの登録を抹消させていただく場合がありますので、下記まで連絡をお願いいたします。

- 長期間不在となる時(例：冬の間だけ嫁の家にお世話になることになった。)
- 家族と同居することとなった。など



役場介護福祉課高齢者支援係 TEL：2-2171 (内線 587)

※電話連絡は午前8時30分～午後5時までの間をお願いいたします。